

○日進市老人クラブ事業補助金交付要綱

平成14年4月1日

要綱第33号

改正 平成30年4月10日要綱第37号

平成30年12月4日要綱第70号

令和3年2月19日要綱第26号

令和3年3月18日要綱第42号

令和4年2月4日要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に基づき、単位老人クラブ(以下「クラブ」という。)が実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で交付する補助金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号の全てに該当するクラブとする。ただし、市長が特に適当と認めたクラブについてはこの限りでない。

- (1) クラブの構成員が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている者(特別養護老人ホーム入所者及び長期入院者は除く。)で、本人の加入同意が得られた50名以上で構成されているクラブ
- (2) クラブの構成員の年齢が当該年度の前日までに65歳に達している者で構成されたクラブ
- (3) クラブの活動が円滑に進められるよう同一小地域に居住する者で組織されたクラブ

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、クラブが実施する次のいずれかに該当する事業に要する経費とする。

- (1) 老人クラブ運営事業
- (2) 友愛活動事業
- (3) 社会奉仕事業
- (4) 文化・学習事業
- (5) スポーツ・サークル事業

(6) 安全活動事業

(7) 世代交流事業

(補助金の額)

第4条 補助金の限度額は、前条各号に掲げる事業のうち、クラブが実施する事業の数に別表に掲げる会員数に応じた1事業当たりの補助基準額を乗じて得た額とする。

(補助金の申請等)

第5条 この補助金の交付を受けようとするクラブは、毎年4月30日までに補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 会員名簿

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請クラブに通知するものとする。

(補助条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(6) 事業内容の変更、中止又は廃止をする場合は、事前に事業変更協議書(第3号様式)を提出しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けたクラブは、直ちに請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受理後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の実績報告書)

第9条 クラブは、補助事業が完了したときは次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了(補助事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年4月30日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 決算書

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業における補助金に精算額が生じたときは精算書(第6号様式)を提出させるものとする。また、偽りその他不正な行為によりクラブが補助金の交付を受けたとき又は前条の事業実績報告書が提出されないときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 日進市老人クラブ助成金交付要綱(平成11年日進市要綱第25号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成26年度及び平成27年度の支給限度額に限り、第3条に基づき算定した補助金額が、平成25年度の補助金額を下回る場合、平成25年度に支給した補助金額とする。

附 則(平成30年4月10日要綱第37号)

この要綱は、平成30年4月10日から施行し、改正後の日進市老人クラブ事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月4日要綱第70号)

この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則(令和3年2月19日要綱第26号)

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則(令和3年3月18日要綱第42号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月4日要綱第3号)

この要綱は、令和4年2月4日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	会員数(人)	1事業当たりの補助基準額(円)
1	50～74	16,000
2	75～99	22,000
3	100～124	28,000
4	125～149	34,000
5	150～174	40,000
6	175～199	46,000
7	200～224	52,000
8	225～249	58,000
9	250～274	64,000
10	275～299	70,000
11	300～324	76,000
12	325～349	82,000
13	350～374	88,000
14	375～399	94,000
15	400～424	100,000
16	425～449	106,000
17	450～474	112,000

18	475~499	118,000
19	500~	124,000